外郭団体に関する情報公開資料

1　作成年月日および作成担当部署

作成年月日　　令和８年 10 月 1 日

作成担当部署　　大阪府八尾市人権ふれあい部人権政策課

2　外郭団体名等

外郭団体名　　公益財団法人八尾市国際交流センター

外郭団体所在地　　〒581 - 0833　　大阪府八尾市旭が丘 5-85-16　　電話番号（072）924－3331

設立年月日　　平成　2 年　8 月　30 日　　ホームページアドレス　　http://www.helloyic.or.jp

3　資本金　　371,000 千円（　当該地方公共団体の出資割合　　100%　）

4　事業内容　　(1)人物交流をはじめとする国際交流を促進する事業　　(2)海外諸都市との国際親善及び交流事業　　(3)国際教育を推進する事業
(4)市内に居住又は滞在する外国人への支援事業　　(5)国際交流団体等への支援事業　　(6)国際交流に関する情報収集及び広報事業

5　財務状況（令和８年３月 31 日現在）

貸借対照表から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度
	総資産	423,502	398,265	376,402
	負債	20,987	21,879	22,906
	（うち有利子負債）	（　0）	（　0）	（　0）
	純資産	402,515	376,385	353,497
	利益剰余金	11,570	11,117	11,954

損益計算書から	項目	金額(千円)		
		前々年度	前年度	本年度
	総収入(＝売上高＋営業外収益＋特別利益)	51,126	52,347	51,632
	（うち地方公共団体からの補助金・委託金）	(45,710)	(46,944)	(46,216)
	経常損益	▲963	▲453	837
	当期損益	▲963	▲453	837
	減価償却前当期損益	－	－	－

6　役職員の状況（令和８年３月 31 日現在）

役員数（うち地方公共団体からの派遣者・退職者）	役員平均年齢	役員の平均年収（千円）	職員数（うち地方公共団体からの派遣者・退職者）	職員平均年齢	職員の平均年収（千円）
11（1）	67	20	5（1）	51.8	5,155

※役員の平均年収の計算の対象となる役員は、全役員 11 人のうち 7 人です。

退職手当

役員数（うち地方公共団体からの派遣者・退職者）	役員平均年齢	役員の平均支給額（千円）
（　　）		

7　外郭団体への関与の状況

（１）公的支援（フロー）（令和８年３月 31 日現在）

項目		金額(千円)			備考(目的、内容、算出根拠等)
		前々年度	前年度	本年度	
①	補助金(助成金)	30,728	32,024	32,282	
②	利子補給金				
③	税の減免額				
④	その他（　　）				
小計		30,728	32,024	32,282	－
⑤	損失補償契約に伴う金利軽減額				
⑥	出資金、低利貸付等に伴う機会費用				
小計					－
合計		30,728	32,024	32,282	－
（参考）委託料		14,982	14,920	13,934	
（参考）指定管理料					

（２）公的支援（ストック）（令和８年３月 31 日現在）

項目		内訳			備考(目的、内容、算出根拠等)
		前々年度	前年度	本年度	
①	損失補償契約に係る債務残高				
	（将来負担額）				
	（将来負担参入率）				
②	貸付金残高				
③	出資金				
合計					－

8　経営分析指標による経営状況の評価

	経営分析指標	指標の目安	前々年度	前年度	本年度
①	流動比率（流動資産／流動負債）	比率が高い方が、健全である。	232.47%	224.53%	236.67%
②	自己資本比率（自己資本／総資産）	比率が高い方が、望ましい。	95.0%	94.5%	93.9%
③	売上高経常利益率（経常利益／売上高）	比率が高い方が、望ましい。	-1.9%	-0.9%	1.6%
④	総収入に占める市受託事業及び市補助金の割合	比率が低い方が、自主的運営が図られている。	89.4%	89.7%	89.5%

9　地方公共団体による意見

公益財団法人八尾市国際交流センターは、平成 2 年 8 月 30 日に設立許可を受けて以来、各種事業を実施することにより、広く市民に国際意識の高揚と在住外国人との相互理解の増進を図り、八尾市の国際化及び多文化共生の推進に寄与してきた。

今般、令和８年度の予算及び事業計画並びに令和７年度の決算及び事業報告を受けたが、いずれも適正なものと認められる。また、令和７年度の決算状況について、流動比率や自己資本比率は前期に続いて高く、財務状況は安定していることが見受けられる。

今後とも、市民レベルの国際交流を展開していくとともに、さらなる市民サービスの向上に努め、より一層の効率的な事業運営を推進すべきものと考える。

10　その他の特記事項

※公益法人及び社会福祉法人は、「５　財務状況」の各項目のうち、必要な項目について、それぞれ公益法人会計基準及び社会福祉法人会計基準における決算書類の項目名等に読み替えています（下記参照）。

公益法人

＜貸借対照表＞・純資産⇒正味財産合計、利益剰余金⇒一般正味財産

＜損益計算書＞・損益計算書⇒正味財産増減計算書

・総収入（＝売上高＋営業外収益＋特別利益）⇒総収入（＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額）

・経常損益⇒当期経常増減額

・当期損益⇒当期一般正味財産増減額

社会福祉法人

＜貸借対照表＞・利益剰余金⇒次期繰越活動増減差額

＜損益計算書＞・損益計算書　⇒　事業活動計算書

・総収入（＝売上高＋営業外収益＋特別利益）

⇒　総収益（＝サービス活動収益＋サービス活動外収益＋特別収益－（事業区分間繰入金収益＋拠点区分間繰入金収益））

・経常損益　⇒　経常増減差額

・当期損益　⇒　当期活動増減差額